

給水停止に関する調査票

フロリダ州 リー郡

Q 1. 貴自治体において水道事業を実施していますか。

はい

Q 1 - 2. 水道事業を実施している主体は誰ですか

(主体が上位(広域)組織の場合は連絡先を確認し終了)

(主体が下位組織で、自治体の場合は連絡先を確認し終了)

(主体が下位組織で、事務組合等の場合はQ 1 - 3へ)

(主体が民間企業等の場合、Q 1 - 3へ)

Q 1 - 3. 水道の利用者と供給側の関係や、水道料金、給水のルールについて、貴自治体、あるいは上位組織において何らかの規程がありますか。

(自治体で規程を持つ場合 Q 2)

(上位組織で規定を持つ場合 Q 2)

(自治体・上位組織に規程がない場合 Q 1 - 4)

Q 1 - 4. 貴自治体において、水道事業を実施している組織における、水道の利用者と供給側の関係や、水道料金、給水のルールについて内容を把握していますか。

(ルールを把握していない場合、給水に係るルールを把握している事業者の連絡先を確認し終了)

Q 2. 水道料金の支払いがない者に対して、給水を停止することが可能ですか。可能な場合には、根拠となる規程についても教えてください。

(可能な場合Q 3へ、給水停止できない場合はQ 5へ)

停止することは可能。

Q 3. 水道料金の請求から、実際に給水停止をするまでの期間及びフローについて教えてください。

LCU (Lee County Utilities) は、公共料金が未払いの場合、郡に支払についての連絡するための期間を 30 日間設けている。その間に公共料金が支払われない場合は公共事業を一時停止することができる。

Q 4. 水道料金の支払いがない者に対して、給水の停止はどの程度の頻度で実施していますか。(給水人口千人あたり月〇名)

ホームページ等で公表されていないため不明

Q 5. 水道料金の支払いがないが給水を停止しない特例について定めがありますか。

(回答後Q 6へ)

ホームページ等で公表されていないため不明

Q 6. 給水停止を行わずに、どのような手段によって未納となった水道料金を回収していますか。

ホームページ等で公表されていないため不明

Q 7. 水道料金について、貧困世帯への対策・対応はどのようなものがありますか。

コロナ禍では **The LeeCARES assistance program** という郡独自の制度があった。公共料金や住宅ローンなどの支払いが難しい場合、一時的に資金援助が受けられる制度である。

<https://leeflcares.com/>

Q 8. 水道料金の徴収率について教えてください。  
(同年度内の収納件数/同年度内の水道料金の請求件数)

ホームページ等で公表されていないため不明

Q 9. 水道料金の算出方法について教えてください。

リー郡の水道料金は、リー郡の住民から選出されたリー郡理事会の議決により最終的に決定されることになるが、料金値上げを提案するリー郡公共事業体では、郡民を対象にした公聴会も開催され、郡民の意見も反映される仕組みをとっている。また、水道料金の最終決定権は、リー郡にあるため、フロリダ州政府の許認可は問題とならない。(2006年クレアレポート)

<https://www.leegov.com/utilities/proposed-utilities-rate-schedule/proposed-residential-rate-schedule>